

**建築物等の解体(改修)工事や石綿(アスベスト)除去工事等を行う場合には、  
標識の設置と近隣への事前説明が必要です！**

『世田谷区建築物等の解体工事等の事前周知に関する指導要綱』では、建築物等の解体工事等を行う者が、解体工事等の計画や石綿(アスベスト)の使用状況及び処理について、近隣住民に対して事前周知と標識の設置を行うように定めています。

1 対象となる工事

- ( 1 ) 『特定建設作業実施届出書』に該当する建築物等(基礎・土間のみを含む)を解体するもの
- ( 2 ) 『建設リサイクル法の届出』に該当する建築物等の解体及び改修工事をするもの
- ( 3 ) 『特定粉じん排出等作業実施届出書』(アスベストレベル1、2工事)に該当する建築物等の解体及び改修工事をするもの

2 標識の設置と近隣への説明

標識の設置と近隣への説明を以下の表のとおり、実施してください。

	標識の様式	標識の設置	近隣への説明
特定建設	第1号様式	工事開始7日前までに設置	工事開始3日前までに実施
リサイクル法			
特定粉じん	第2号様式	工事開始14日前までに設置	

近隣へ説明する範囲は、敷地境界を起点にして「解体工事等を施工する建築物等の高さの2倍の範囲(30mを超える場合は30mの範囲内)」です。

★近隣へは以下の内容を説明してください★

- ( 1 ) 工期、解体方法、作業時間、作業内容
- ( 2 ) 騒音、振動、粉じん等に対する公害防止対策
- ( 3 ) 工事車両の通行経路及び資材、廃材等の搬出経路
- ( 4 ) 石綿(アスベスト)の使用状況及び使用されている場合の除去方法

3 区への報告

標識の設置・近隣への説明を実施後、工事開始日の前日までに報告書(第3号様式)に以下の資料を添付して、正本・副本2部用意し、区に提出してください。

- ( 1 ) 近隣への説明範囲と標識を設置している箇所がわかる図面、地図
- ( 2 ) 標識の写真(遠景・近景)
- ( 3 ) 近隣への説明に使用したチラシ

大気汚染防止の改正に伴い、令和年5年10月1日以降に着工する建築物の解体工事等から、石綿(アスベスト)の事前調査は有資格者が行うことが義務付けられました。これに伴い、区への報告書(第3号様式)等にも調査者資格等についての記入欄を設けました。

世田谷区 環境政策部 環境保全課

電話 03 - 6432 - 7137

ファクシミリ 03 - 6432 - 7981

## 提出前のチェックリスト

	確認事項	補足
<b>第1号様式、第2号様式、報告書（第3号様式）と添付書類</b>		
	報告書の届出者（工事事業者等）は「住所」、「氏名」、「連絡先」が書かれていますか。	「氏名」は担当者ではなく、その会社の代表権を持つ者を書いてください。
	報告書の現場責任者は「氏名」、「連絡先」が書かれていますか。	日中に連絡がつく連絡先を記入してください。標識（第1号様式、第2号様式）も同じ
	「工期」は報告書、近隣説明のチラシ、標識にありますか。	同上 標識（第1号様式、第2号様式）も同じ
	報告書と標識の「所在地」はありますか。	違う現場の使い回しにご注意ください
	「標識設置年日付」は報告書と標識にありますか。	正しい日付を書いてください。標識（第1号様式、第2号様式）も同じ
	標識の設置位置がわかる「図面（地図）」は添付しましたか。	
	「標識の設置写真（遠景・近景）」は添付しましたか。	近景の写真は文字・数字が読めるものを添付してください。
	近隣への説明範囲がわかる「地図」は添付しましたか。	説明した範囲がわかれば記載方法は問いません。
	「近隣への説明に使用したチラシ等」は添付しましたか。	
	石綿（アスベスト）の「調査終了日」が報告書と標識にありますか。	同上 該当の場所において全体の調査が終了した日付を書いてください。
	石綿（アスベスト）使用状況事前調査者欄の「事前調査を実施した者の氏名」「受講した講習実施機関の名称」「講習登録規程の区分」を書いていますか。	標識（第1号様式、第2号様式）も同じ
	石綿事前調査結果報告システムの「申請番号」および「申請日」は記入しましたか。	わかる範囲で記入してください。
<b>標識の第1号様式・第3号様式のみ該当</b>		
	石綿（アスベスト）なしの場合、石綿（アスベスト）の使用状況欄の「石綿の有無」、「調査終了日」、「石綿使用状況事前調査を実施した者」、「調査方法」を書いていますか。	石綿（アスベスト）「なし」でも4項目は必須の掲示項目です。
	石綿（アスベスト）ありの場合、石綿（アスベスト）の使用状況の欄はすべて書いていますか。	石綿（アスベスト）の有無で、書かなければならない項目が変わるため注意してください。
<b>標識の第2号様式のみ該当</b>		
	吹付け石綿・断熱材・保温材・耐火被覆材を使用している場合は、第2号様式を掲示してください	吹付け石綿・断熱材・保温材・耐火被覆材を使用していない場合は、第2号様式の掲示は必要ありません。